

納付済証貼付欄



1000491
電気工事業者登録申請等手数料

更新登録 12,000 円

左の QR コードを
POS レジで読み込
み、手数料支払い
後、発行される「納
付済証」を貼付し
てください。

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

登録電気工事業者更新登録申請書

年 月 日

山口県知事 様

(〒)

住所

(Tel)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 条第 3 項の登録を受けたいので、同法第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

1 現在の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 山口県知事登録第 号

2 営業所等

営業所の名称	所 在 の 場 所	電気工事の 種 類	電気工事士 等 の 氏 名	電気工事士免状の 種類及び交付番号
				第 種電気工事士 山口県 第 号

3 法人にあっては、その役員の氏名

(備考)

- 1 ×印の項は、記載しないこと。
- 2 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 3 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。
- 4 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

(記載注意)

- 1 住所欄は、個人の場合にあっては、住民票の住所を記載し、通称名を書かないこと。
法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書に記載されている住所を記入すること。
- 2 氏名又は名称欄は、個人の場合にあっては、住民票に記載されている個人名を、法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書に記載されている名称を記入すること。

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(備 考) 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3項第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所 _____
名 称 _____
代表者の氏名 _____

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

（備 考） 電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

第1号 この法律、電気工事士法第3項第1項、第2項、若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第3号 登録電気工事業者であって法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

第5号 法人であって、その役員のうちに前4号の一に該当する者があるもの

誓 約 書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 4 5 年法律第 9 6 号）第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営 業 所 の 名 称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		第 種電気工事士免状 県 第 号

(備 考) 電気工事業の業務の適正化に関する法律第 6 条第 1 項

第 1 号 この法律、電気工事士法第 3 項第 1 項、第 2 項、若しくは第 3 項又は電気用品安全法（昭和 3 6 年法律第 2 3 4 号）第 2 8 条第 1 項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

第 2 号 第 2 8 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者

第 3 号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第 2 8 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 3 0 日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの

第 4 号 第 2 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

主任電気工事士の雇用証明書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名

(TEL _____)

下記の者は、当方で 年 月 日より雇用していることを証明いたします。

記

氏 名

住 所

生年月日

備付器具調書

氏名又は名称

		品 名	製 造 年	製造番号	台数	製造業者名
一般用電気工作物等の電気工事	自家用電気工作物の電気工事	絶 縁 抵 抗 計				
		接 地 抵 抗 計				
		回路計であって抵抗及び交流電圧を測定できる器具				
		低 圧 検 電 器				
		高 圧 検 電 器				
		※ 継電気試験装置				
		※ 絶縁耐力試験装置				
		計			台	

(備考) 1 電気工事の種類に応じて、法第 24 条及び規則第 11 条に定められた備付の必要な器具を記入すること。

2 ※印の器具について備え付けていない場合は、借入契約等により必要なときに使用しうる措置が講じてある旨を、次の () 内に記載すること。

措置内容…………… ()